

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(1) 身体障害者の実態

昭和35年の身体障害者実態調査によると,わが国における身体障害者(児童を含む)は,内臓器機能障害者を除き35年7月1日現在で約95万人,人口1,000人に対し10.2と推計されている。

これを障害の種類別に見ると,し体不自由者が56万6,000人でもつとも多く59.6%を占め,視覚障害の22万,23.2%がこれについている。

障害の原因は,障害の種類により多少の差はあるが,疾病(トラホーム,中耳炎,カリエス,小児まひ,結核等)業務上の災害,交通事故等後天的なものが大半を占め先天的原因による障害は約17%である。

第13-1表 身体障害者数

第13-1表 身体障害者数
(35年7月1日現在)

	全推計 人数	百分率	人口 1,000対率
総数	950 千人	100.0	10.2
視覚障害	220	23.2	2.4
聴覚障害 (言語障害, 平衡障害を含む)	163	17.2	1.8
し体不自由	566	59.6	6.1

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

さらにその年齢構成についてみれば,第13-2表で明らかのように,各年齢階級における身体障害者の人口に対する比率は年齢が高くなるにしたがって大きくなっているが,このような傾向は,主として後天的原因による障害の多いことによるものであろう。

第13-2表 年齢階級別身体障害者数

第13-2表 年令階級別身体障害者数
(35年7月1日現在)

	全国推計数	人口1,000対率
総数	千人 950	10.0
19才以下	141	3.8
20～29	92	5.5
30～39	135	10.0
40～49	158	16.0
50～59	156	19.8
60才以上	269	32.2

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

なお、障害の種類別に年令構成をみると、し体不自由においてのみ40才台がもつとも多く、第2次世界大戦における戦傷の影響がうかがわれる。

次に、15才以上の身体障害者の就業状況を見ると、就業率は45.9%で15才以上の全国平均就業率66.9%を大きく下回っており(第13-3表)、しかも就業者の約80%が月収2万円未満である。就業率を年令別に見ると15～19才の若年令層及び60才以上の高年令層において全国平均との差が著しい。

第13-3表 年令階級別身体障害者就業率

第13-3表 年令階級別身体障害者就業率
(単位：%)

	総数	視覚障害	聴覚障害 (言語障害 平衡障害 を含む)	し体不自由	全国平均
総数	45.9	35.0	50.4	49.0	66.9
15～19才	28.2	7.7	38.3	31.2	49.8
20～39	61.2	60.1	62.4	61.2	74.8
40～59	59.4	52.3	67.3	60.1	73.1
60才以上	20.1	15.5	27.3	20.7	44.2

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

ただし、全国平均は35年の国勢調査による。

また、これらの就業者の職業別構成をみると、視覚障害者においてはサービス業(あんま)に従事するものが就業者の41.0%を占め、聴覚、平衡機能障害者及び言語機能障害者においては農林漁業従業者56.6%、し体不自由者においては技能工、生産工程従事者、単純労働者31.4%というように、障害の種類に応じて就業しやすい職業の特徴が目だっている。

さらに、これらの就業者は従業上の地位でみると業主58.7%、常雇27.9%で、同じ35年7月の労働力調査による全国平均が業主23.6%、常雇44.8%であるのに比し、むしろ逆の結果を示している。これは身体障害者における雇用の困難性を反映したものと見えよう。

なお、生活保護を受けている身体障害者は7.5%に及び、精神薄弱者の場合よりは低い、全国平均保護率の4倍以上の高さになっている。

ところで、結核等による内臓器機能障害者については、上記し体不自由者その他の一般身体障害者に比しそのハンディキャップはまさるともおとらないが、35年の身体障害者実態調査の対象とされず、また、その他の調査でもその実態が明らかにされていない。しかし、内臓器機能障害者の圧倒的多数を占めると考えられ

る結核による障害者数を厚生年金保険法に基づく障害年金の受給者,各種医療保険別の結核有病率等から推計してみると約25万人となり,回復期にある患者も含めると,その数は約40万人に達するものと思われ,結核回復者に対する福祉施策の重要性を示している。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(2) 福祉制度の概要

わが国において身体障害者の福祉対策として一般的な制度が確立されたのは昭和25年の身体障害者福祉法の施行以来のことであるが、これを契機としてその後しだいに各種の制度がもうけられ、身体障害者福祉制度の充実が図られてきた。これらの制度のおもなものを概観すれば次のとおりである。

まず、身体障害者福祉法においては、視覚障害者、聴覚平衡機能障害者、音声言語機能障害者及びし体不自由者に対し身体障害者手帳を交付し、これに基づいて職業訓練所、職業安定所への紹介、更生医療の給付、盲人安全つえ、補聴器、義し、車いすその他の補装具の交付、身体障害者更生援護施設への収容、官公庁内売店設置の優先許可、たばこ小売人の優先指定等各種の措置が行なわれることになっている。これらの措置は、ほとんどすべて福祉事務所を通じて行なわれるが、その適切な実施を図るために、各福祉事務所に身体障害者福祉司が配置されて、身体障害者の更生のための相談、指導にあたっているほか、身体障害者について医学的、心理学的、職能的判定を行なう機関として都道府県ごとに身体障害者更生相談所が設けられている。なお、18才未満の身体障害児童に対しては、児童福祉法によつて各種の援護措置が講ぜられることとされており、また戦傷病者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法(38年11月1日以降は、戦傷病者等特別援護法)に基づき国家補償の見地から全額国庫負担により更生医療の給付、補装具の交付、修理が行なわれている。

ところで、身体障害者福祉法は身体障害者の更生のための援護を行なうことを目的とするもので、直接的な生活保護を行なおうとするものではない。これに対し、身体障害者、特に重度障害者の所得保障の制度として、34年11月、国民年金法において無拠出の障害福祉年金制度が創設された。また、従来義務教育終了前の児童についてのみ支給されていた母子福祉年金、準母子福祉年金あるいは児童扶養手当を38年4月から、重度の身体障害を有する場合には義務教育終了後も20才まで支給することとされた。

なお、拠出制の障害年金(手当金)制度は、上記の障害福祉年金と同時に国民年金法によるものが発足したほか、従来から厚生年金保険法その他の社会保険法によるものがあるが、その適用を受けることのできる身体障害者は今のところきわめてわずかである。

一方、労働行政の一環として、職業訓練法(33年)に基づき身体障害者専門の職業訓練所が設置されるとともに、35年7月には身体障害者雇用促進法が制定されて、国、地方公共団体に身体障害者の雇用義務が、民間事業所には一定の身体障害者雇用率を保つべき義務が規定され、また身体障害者がその能力に適合する作業環境に適應することを容易にする目的で標準的な事業所に委託して身体障害者の訓練を行なう制度が設けられた。

このほか、身体障害者の福祉のための制度としては、次のようなものがある。

ア 世帯更生資金貸付制度による身体障害者更生資金(生業費、技能修得費等)の貸付け

イ 中度以上の身体障害者についての所得税、住民税の減免制度その他税制上の各種優遇措置

ウ 身体障害者手帳所持者及びその介護者に対する各種乗車船料の割引

エ 盲人に対するラジオ受信料の免除、貧困な身体障害者に対するテレビ、ラジオ受信料の免除

オ 点字の通信文、出版物の郵便料免除

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(ア) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法において、身体障害者とは同法別表に掲げる身体上の障害がある18才以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者と規定されており、同法による福祉の措置はこの身体障害者に対して行なわれる。このように、身体障害者手帳は同法の適用を受けるための身分を証明するものであり、各種の措置の根拠となるものである。

身体障害者手帳の新規交付数は、昭和34年度には12万9,000件であつたがその後年を追つて減少し、37年度には7万5,000件となつている。これは都道府県の指導啓発が徹底し、身体に障害のあるものに対する援護思想が普及してきたので、受傷時期の古い者で身体障害者手帳の交付を必要とするものの大部分はすでに交付を受け、これらの者に対する交付数が著しく減つてきているためと思われる。

なお、37年12月における身体障害者手帳交付台帳登載数は102万5,000件となつている。

第13-4表 身体障害者手帳交付台帳登載数等

第13-4表 身体障害者手帳交付台帳登載数等

		身体障害者手帳交付台帳登載数	手帳新規交付数	手帳転入数	更生相談及び措置件数
33年度		645,473	85,057	7,175	227,413
34		798,313	121,610	7,664	329,555
35		891,154	88,503	8,406	326,847
36		969,396	80,779	9,812	411,260
37	総数	1,025,358	74,687	10,720	453,655
	視覚障害	213,446	16,573	1,970	94,211
	聴覚平衡機能障害	150,316	12,341	1,562	71,307
	音声言語機能障害	20,407	1,505	264	10,988
	し体不自由	641,189	44,268	6,924	277,149

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(イ) 診査及び更生相談

身体障害者に対し福祉の措置を行なうもの、すなわち援護の実施機関は都道府県知事又は市町村長(町村長の場合は福祉事務所を設置しているものに限る。)とされているが、その事業の大部分は福祉事務所長に委任されている。

援護の実施機関は、身体障害者の診査及び更生相談を行ない、必要があるときは、医療保健施設又は公共職業安定所への紹介、当該地方公共団体の設置する身体障害者更生援護施設への収容又は国もしくは他の地方団体の設置する当該施設への紹介を行なう。診査及び更生相談は、福祉事務所において行なうほか、居宅を訪問し又は医師、心理判定員及びその他の関係者によつて班を編成し、巡回して行なう。

援護の実施機関が行なつた更生相談及び措置件数は33年度には22万7,000件であつたものが37年度には45万4,000件となり、身体障害者に対する援護思想の普及に伴い、今後ますます増加するものと考えられる。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(ウ) 更生医療及び補装具の交付

更生医療とは職業的能力又は日常生活能力を回復し又は獲得させることを目的として、一般医療においてはすでに治ゆ(欠損治ゆ、変形治ゆ等のいわゆる不完全治ゆをいう。)したと考えられている障害に対する再手術その他更生に必要な医療をいい、援護の実施機関が必要と認めるときは、その者の申請によりこれを給付することとしている。

更生医療は、厚生大臣が指定した医療機関によつて行なわれることとされており、その数は、33年12月には388施設であつたものが38年9月には643施設となり、今後も需要に応じますます必要となる傾向にある。

更生医療の給付決定件数は33年度には1,368件であつたものが37年度には1,504件となり、また、更生医療の医療費概算額(公費負担分)は33年度には4,565万円であつたものが37年度には6,956万円となつている。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法による更生医療の給付決定件数は、33年度には411件であつたものが37年度には191件となり、医療費国庫負担額は33年度には1,043万円であつたものが37年度には721万円となつている。

補装具とは、疾病の治療のため、機能の障害を補うため又は身体の欠損部の形もしくは機能を補うため身体に装着する機械的装置をいい、援護の実施機関が必要と認めるときは、その者の申請によりこれを交付し又は修理することができる。

補装具の交付決定件数は、33年度には2万1,248件であつたものが37年度には3万1,773件、修理決定件数は、33年度には1万741件であつたものが37年度には1万714件となり、また、これらの給付に要した公費負担額は33年度には1億8,044万円であつたものが37年度には2億9,052万円となり、今後とも、補装具の交付決定件数及び公費負担額の増大が見込まれている。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法による補装具の交付決定件数は、33年度には6,377件であつたものが37年度には7,569件、修理決定件数は、33年度には6,482件であつたものが37年度には6,407件、また、これらの給付に要した国庫負担額は33年度には6,432万円であつたものが37年度には9,718万円となつている。

更生医療の給付並びに補装具の交付及び修理を行なう場合、援護の実施機関は、当該身体障害者の負担能力に応じて、費用の全部又は一部を徴収することができることとされており、費用負担能力の認定は、その者の属する世帯の月平均所得税額等によつて行なわれることとされている。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法による更生医療及び補装具の給付については、全額国庫負担とされている。

第13-5表 更生医療給付決定状況

	身体障害者福祉法					戦傷病者戦没者遺族等援護法				
	件数	日数		医療費概算額		件数	日数		医療費概算額	
		入院	入院外	公費負担	自己負担		入院	入院外		
33年度	1,368	—	—	45,646,852	4,778,932	411	—	—	10,432,738	
34	1,161	56,774	13,288	42,690,015	3,091,196	291	8,622	5,681	7,616,393	
35	1,259	79,962	13,944	54,268,246	3,223,833	222	7,163	6,253	6,789,887	
36	1,299	70,405	9,568	56,197,811	3,926,530	200	4,457	5,482	4,665,138	
37	総数	1,504	78,540	13,569	69,564,977	3,075,192	191	6,523	6,104	7,207,761
	視覚障害	280	10,023	2,184	9,132,256	453,801	7	170	105	202,449
	聴覚平衡機能障害	39	1,351	260	1,489,969	33,384	6	170	127	195,916
	音声言語機能障害	16	366	150	401,292	4,967	10	—	116	57,284
	し体不自由	1,169	66,800	10,975	58,541,460	2,583,040	168	6,183	5,756	6,752,112

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第13-6表 補装具給付決定状況

第13-6表 補装具給付決定状況

	身体障害者福祉法				戦傷病者戦没者遺族等援護法				
	交付		修理		交付		修理		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
33年度	21,248	156,503,293	10,741	23,938,815	6,377	49,169,940	6,482	15,153,697	
34	23,010	165,666,112	9,779	23,853,548	5,874	49,300,921	6,095	14,694,904	
35	25,440	189,453,389	10,203	25,704,324	5,314	45,001,325	6,162	14,593,842	
36	28,889	234,825,013	10,397	29,352,077	5,167	49,407,517	6,294	16,020,380	
37	総数	31,773	259,414,743	10,714	31,114,464	7,569	79,309,153	6,407	17,868,237
	盲人安全つえ	5,752	2,612,797	8	3,580	116	53,425	2	250
	補聴器	7,561	66,836,480	1,691	1,578,311	427	3,778,525	256	222,876
	義し	9,183	129,206,948	8,048	27,350,046	4,027	57,255,380	5,619	16,745,664
	装具	2,906	27,768,367	497	1,087,696	1,719	14,037,257	338	587,236
	車いす	824	27,284,570	289	1,041,880	83	2,665,050	100	288,462
	松葉づえ	2,487	2,458,159	127	24,271	392	440,150	60	7,949
	その他	3,060	3,247,422	54	28,680	805	1,079,366	32	15,800

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(工) 身体障害者更生援護施設への収容

身体障害者が、身体障害者更生援護施設へ入りたい場合は、援護の実施機関又は施設の設置者に申請すれば、その施設の収容能力その他やむをえない理由のない限り許可される。

身体障害者更生施設は、38年度末現在次のとおりである。

a し体不自由者更生施設

し体不自由者を収容してその更生に必要な治療及び訓練を行なう施設であり、国立1か所、公立46か所が設置されている。このうち、公立2か所は主として重度のし体不自由者を収容する施設である。

b 失明者更生施設

失明者を収容してその更生に必要な知識及び技能を与える施設であり、国立4か所、公立3か所、法人立1か所が設置されている。

c ろうあ者更生施設

ろうあ者を収容して、その更生に必要な治療及び訓練を行なう施設であり、国立1か所、公立2か所が設置されている。

d 身体障害者収容授産施設

身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を収容して必要な訓練を行ないかつ職業を与え、自活させる施設であり、公立21か所、法人立20か所が設置されている。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(オ) その他の施設の利用

a 点字図書館

点字刊行物を盲人の求めに応じて無料又は低額な料金で閲覧させる施設であり、公立16か所、法人立10か所が設置されている。

なお、社会福祉法人日本点字図書館(東京都)及び社会福祉法人日本ライトハウス(大阪市)においては、国の委託を受け、点字刊行物の製作及び貸出しを行なっている。また、社会福祉法人日本点字図書館においては36年度から、社会福祉法人日本ライトハウスにおいては38年度から国の委託を受けて声の図書(テープライブラリー)についても製作及び貸出しを行なっている。

b 盲人ホーム

あん摩師、はり師免許又はきゆう師免許を有する視覚障害者であつて、自営し又は雇用されることの困難なものに対し、これを利用させるとともに必要な技術の指導を行ない、盲人の自立更正を図る施設である。この施設は社会福祉事業法に基づき、38年度末には公立13か所、法人立11か所が設置されている。

c 国立保養所

旧軍人軍属又は身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、重度の身体障害を有するものを収容して医学的管理のもとにその保養を行なう機関であり、伊東市及び別府市にそれぞれ設置されている。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(カ) 施設入所者に対する食費の国庫負担

国立保養所及び身体障害者更生援護施設に入所している被保護者その他の生活困窮者の食費については、全額国庫負担とされている。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ア 身体障害者福祉法による福祉の措置

(キ) その他の福祉の措置

身体障害者に対しては、公共施設内の売店設置の許可及びたばこ専売法による製造たばこの小売人の指定について優先的取扱いがなされ、また、厚生大臣の指定する社会福祉法人は、国、地方公共団体に対し、身体障害者製作品の購買を求めることができることとされている。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

イ 他の制度による福祉措置

すでに制度の概要の項において述べたとおり,身体障害者の福祉向上のための制度としては,身体障害者福祉法のほか,障害福祉年金,所得税,住民税における障害者控除等各種の制度があるが,その主なものの現況は次のとおりである。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

イ 他の制度による福祉措置

(ア) 国民年金法による障害福祉年金は、重度の身体障害者に対して月額1,800円(34年11月の制度発足当初は1,500円)が支給される。ただし給付財源がすべて国の一般財源によつてまかなわれていることなどから、本人や扶養義務者の所得等による支給制限が行なわれているが、この支給制限も漸次緩和されてきている。(福祉年金の項参照)

(イ) 税制上の優遇措置としては、所得税及び住民税において、それぞれ年額6,000円及び1,000円又は市町村が条例できめる金額の税額控除が中度以上の身体障害者について認められているほか、同じく中度以上の身体障害者の前年中の所得が18万円未満の場合には、その者に対しては住民税を課さないこととされている。また社会福祉法人や公益法人が行なう収益的事業であつて、身体障害者が従事者の半数以上を占めるものについては法人税が、身体障害者更生援護施設において購入するテレビ、ラジオ、テープレコーダー等一定の商品については物品税が免除される。

(ウ) 各種乗車船料の割引きについては、国鉄及び連絡社線の場合、身体障害者が介護者と同行するときは全区間につき5割引き、単独のときは、自動車線については全区間、その他については片道100kmをこえる区間につき5割引きとされており、33年度に111万5,000枚であつた国鉄旅客運賃割引証交付枚数が、37年度には173万9,000枚で56%の増となつている。なお、国鉄及び連絡社線以外の場合にも、ほぼ同様の割引きが行なわれている。

(エ) 身体障害者更生資金の貸付けについては、生業費は原則として15万円以内、支度費は1万5,000円以内、技能修得費は原則として6か月をこえない範囲内において月額5,000円以内が、それぞれ貸付けられることとされている。

なお、スポーツが身体障害者の自立更生に寄与するところ大であることにかんがみ、38年度から都道府県及び指定都市が主催する身体障害者体育大会の運営費について国庫補助が行なわれることとされている。また、39年のオリンピック東京大会の直後には、外国選手約350名が参加して国際身体障害者スポーツ大会が開催されることとなつている。

第13 心身障害者の福祉

1 身体障害者

(3) 福祉措置の現状

ウ 結核回復者に対する福祉措置

結核回復者の福祉については、結核回復者保護施設の拡充を中心としてその向上が図られてきており、33年度には全国で14か所定員910人であつたのに対し、37年度には26か所定員1,680人とほぼ倍増している。しかしながら、同施設の利用状況は必ずしも十分ではないので、今後特にその効率的な運用を図るための施策が必要とされている。

第13-7表 身体障害者関係施設の概況

第13-7表 身体障害者関係施設の概況

		収 容 施 設											利 用 施 設		
		し体不自由者更生施設			失明者更生施設			ろうあ者更生施設			身体障害者収容授産施設		点字図書館	盲人ホーム	
		施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	施設数
33年度	国立	1	150	134	3	720	717	1	100	52	0	0	0	0	0
	公立	37	1,216	971	2	70	49	1	30	—	17	835	490	16	0
	法人立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	240	192	0	0
34年度	国立	1	150	123	3	720	692	1	100	83	0	0	0	0	0
	公立	37	1,216	974	2	70	52	1	30	—	17	835	495	11	3
	法人立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	426	325	6	1
35年度	国立	1	150	125	3	720	669	1	100	94	0	0	0	0	0
	公立	41	1,416	1,120	2	70	47	1	30	17	18	885	537	10	5
	法人立	0	0	0	1	30	29	0	0	0	12	516	395	8	3
36年度	国立	1	150	135	3	720	685	1	100	79	0	0	0	0	0
	公立	43	1,536	1,420	2	70	53	1	30	19	18	885	543	10	7
	法人立	0	0	0	1	50	47	0	0	0	13	546	416	10	5
37年度	国立	1	150	122	3	720	679	1	100	81	0	0	0	0	0
	公立	43	1,820	1,703	2	70	55	1	30	24	20	1,120	1,033	12	9
	法人立	0	0	0	1	50	46	0	0	0	19	725	679	10	7

厚生省社会局調べ

第13 心身障害者の福祉

2 精神薄弱者

(1) 精神薄弱者の実態

昭和36年の精神薄弱者実態調査によると、わが国における15才6か月以上の精神薄弱者の数は、36年10月1日現在で、重度5万5,000人、中度12万人、軽度16万8,000人、合計34万3,000人と推計されている。

一般に、精神薄弱者の数をは握することは困難とされているが、特に、軽度の精神薄弱者については調査もれがかなり多いものと考えられる。

第13-8表 精神薄弱者数

第13—8表 精神薄弱者数
(36年10月1日現在)

	全国推計数	百分率	人口1,000対率
	千人	100.0	5.3
総数	343	48.6	2.6
軽度	168	34.8	1.8
中度	120	15.7	0.8
重度	55		

資料：厚生省社会局「精神薄弱者実態調査」

この34万3,000人の年齢構成をみると、身体障害者の場合とは逆に低年齢において構成比が高く、年齢が上がるにしたがつてその構成比は減少している。これは、精神薄弱が先天的原因によりあるいは低年齢時における傷病により発生する障害である以上当然のことといえよう。

またこれを同時期における15才6か月以上の総人口の年齢構成と比較してみると、年齢が上がるにしたがつて構成比の減少する度合が、精神薄弱者の場合著しく高くなっている。

次に、これらの者の就学及び就労の状況をみると第13-9表のとおり全般的にきわめて悪いが、特に、重度の精神薄弱者では76.0%が不就学(小学校中退を含む)であり、74.0%が全く仕事をしていない。

第13-9表 精神薄弱者の就学、就労状況

第13-9表 精神薄弱者の就学、就労状況
(36年10月1日現在) (単位:%)

	総数	軽度	中度	重度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
継続して働いている	38.7	57.4	27.9	4.0
時々働いている	16.5	14.8	22.5	8.0
家事の手伝い	19.6	14.8	28.8	14.0
何もしていない	25.3	12.9	20.7	74.0
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
不就学	34.2	21.3	33.3	76.0
小学校卒	35.4	36.8	41.4	18.0
中学校卒	29.7	41.3	24.3	6.0
高等学校卒以上	—	—	—	—
不明	0.7	0.6	1.0	—

資料:厚生省社会局「精神薄弱者実態調査」

さらに、就労者といつても、その仕事の能力は半人前又はそれ以下のものが多く全就労者の71.3%を占める。また、就業者の仕事の内容は第13-10表のとおり、農林漁業に従事する者が48.8%で最も多い。

第13-10表 精神薄弱就業者の職業

第13-10表 精神薄弱就業者の職業
(36年10月1日現在)

	百分率
総数	100.0%
農林漁業	48.8
土工	9.2
製造工	13.2
雑役、その他	28.8

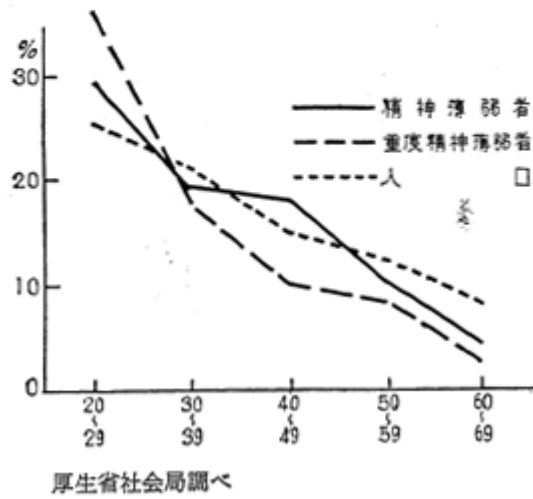
資料:厚生省社会局「精神薄弱者実態調査」

こうした就業状況の困難さは、就業者(継続して他家で働いている者)の稼働収入にもあらわれている。すなわちその平均稼働収入は、男約5,000円、女約3,000円に過ぎない。

なお、精神薄弱者のうち生活保護を受けているものの割合は12.3%であるが、これは全国平均保護率の7倍という驚くべき高さであつて、精神薄弱者のいる世帯の経済的苦況を如実に物語っている。

第13-1図 年令階級別精神薄弱者の割合

第13—1図 年齢階級別精神薄弱者の割合
(36年10月1日現在)



第13 心身障害者の福祉

2 精神薄弱者

(2) 福祉制度の概要

わが国における精神薄弱者福祉行政は、その歴史が浅く、成人の精神薄弱者を含めた精神薄弱者一般に対する福祉施策の確立が期せられるようになったのは、昭和35年に精神薄弱者福祉法が制定施行されてからのことである。

それ以前においては、精神薄弱者対策の焦点は、母子衛生施策や児童福祉施策あるいは特殊教育の振興といった面にのみ向けられていた。しかし、精神薄弱者の自立更生の過程は児童期までで終るのではなく、むしろ成人期に達した精神薄弱者に対して職業上、生活上の適切な指導訓練と自立更生のためのケースワークサービスが行なわれるのでなければそれまでの諸施策の効果も期待できない。精神薄弱者福祉法は、従来のいわゆる精神薄弱児対策の実効を高め、これを統合的な精神薄弱者対策の体系のうちに結びつけようとしたものである。

まず、精神薄弱者福祉法施行の事実上の中心機関は、福祉行政の統合的現業機関として設置されている福祉事務所であつて、精神薄弱者の相談、指導に当たるとともに、各種の援護措置を行なっているが、各福祉事務所には、精神薄弱者福祉に関する専門技術部門担当者として精神薄弱者福祉司が配置されている。また精神薄弱者援護の基礎となるべき科学的判定については、医学、心理学、教育学、社会学、職業適応能力判定等に関する高度の専門的知識技能を必要とするので、それらの専門的な人的物的設備を備えた中枢機関として、精神薄弱者更生相談所が各都道府県に設置されている。

次に、この法律に基づく援護の措置としては、上記の精神薄弱者福祉司等による指導のほか、精神薄弱者援護施設への収容、職親への委託等がある。

なお、18才未満の精神薄弱児童に対する施設援護は、従来どおり児童福祉法によつて行なわれている。

精神薄弱者の福祉制度としては、このほか、中度以上の精神薄弱者について、身体障害者の場合と同様所得税、住民税等について、税法上の優遇措置がとられているが、身体障害者と異なり、国民年金法による障害福祉年金や職業訓練法による特別な訓練制度の対象とはされていない。

第13 心身障害者の福祉

2 精神薄弱者

(3) 福祉措置の現状

ア 相談指導

精神薄弱者援護事務の第一線実施機関である福祉事務所においては、精神薄弱者の援護のための専門職員である精神薄弱者福祉司が中心となつて、精神薄弱者又はその保護者の種々の相談に応じ、またそれらの者について必要な指導を行なつている。

昭和37年度中における相談取扱総件数は、4万118件であり、実人員にすると3万3,515人となつている。

これを相談内容別にみると、援護施設への入所に関するものが9,712件で最も多く、ついで教育相談の3,643件、医療保健相談の3,382件となつている。

なお、精神薄弱者援護のための専門技術的な機関である精神薄弱者更生相談所においても、18才以上の者に対する医学的、心理学的、職能的な判定、指導を行なつている。

第13-11表 福祉事務所における精神薄弱者相談取扱件数

		第13-11表 福祉事務所における精神薄弱者相談取扱件数							
	相 談 実 人 員	相 談 内 容							
		相 談 総 件 数	援 護 施 設 入 所	職 親 委 託	就 職 あ つ せ ん	医 療 保 健	経 済 援 助	教 育	そ の 他
36 年	22,854	26,464	5,596	610	1,308	2,783	2,019	3,062	11,026
37	33,515	40,118	9,712	2,077	1,973	3,382	2,288	3,642	17,043

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第13 心身障害者の福祉

2 精神薄弱者

(3) 福祉措置の現状

イ 精神薄弱者援護施設への入所

精神薄弱者援護施設は、18才以上の精神薄弱者を收容し又は通所させてこれを保護するとともに、社会的更生に必要な生活上及び職業上の指導訓練を行なうものであり、施設による援護は精神薄弱者の福祉を図るための諸措置の中で最も重要なものとなつている。精神薄弱者福祉法制定当時のこの種施設は全国でわずかに公立3か所(定員210人)に過ぎず、早急な整備が強く望まれ、以来国においても精神薄弱者対策の最重要点として、逐年その整備に努力してきたが、38年度に設置されるものを含めて、施設の設置状況は、公立27か所(定員1,900人)社会福祉法人立13か所(定員593人)となつている。

なお、36年厚生省が行なつた精神薄弱者実態調査によつては握された18才以上の精神薄弱者31万7,000人のうち、施設入所を必要とするものは5万8,000人(18%)である。

精神薄弱者援護施設への入所の措置は、当該精神薄弱者の居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうこととされているが、実際にはこれら援護の実施機関からも委任を受けて、福祉事務所長が行なうのが通例である。

なお、その際には精神薄弱者更生相談所の判定を必要とするので、入所については、まず福祉事務所又は精神薄弱者更生相談所へ相談することが肝要といえる。

第13 心身障害者の福祉

2 精神薄弱者

(3) 福祉措置の現状

ウ 職親への委託

職親の制度は精神薄弱者に理解のある民間の事業主等に精神薄弱者を一定の期間委託して生活指導や職業訓練を行なってもらうもので、精神薄弱者に就職の素地を与えると同時に職場における定着性を高めることをねらっている。

職親への委託も、通常は福祉事務所長が行なっている。

第13-12表 精神薄弱者援護施設設置状況

第13—12表 精神薄弱者援護施設設置状況

	施設数			定員			現員		
	総数	公 立	法 人	総数	公 立	法 人	総数	公 立	法 人
35 年	8 (5)	6 (3)	2 (2)	520 (310)	420 (210)	100 (100)	264	168	96
36	18 (12)	12 (6)	6 (6)	1,042 (622)	840 (420)	202 (202)	589	378	211
37	31 (24)	19 (12)	12 (12)	1,830 (1,340)	1,330 (840)	500 (500)	1,184	756	428
38	40	27	13	2,493	1,900	593			

厚生省社会局調べ

(注) カッコ内は運営中の数である。